安曇野市週休2日工事実施要領

(主旨)

第1条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に 資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(週休2日工事の種類)

- 第2条 週休2日工事の種類は、以下のとおりとする。
 - (1) 発注者指定型週休2日工事発注者が、週休2日に取組むことを指定する工事
 - (2) 施工者希望型週休2日工事 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を通知したう えで取組む工事

(対象工事)

- 第3条 週休2日工事の種類に応じた対象工事は、以下のとおりとする。
 - (1) 発注者指定型週休2日工事

市が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者が週休2日工事に取組むことを指定した工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外を基本とする。

- (ア) 設計金額が130万円未満の工事
- (イ) 災害復旧等の緊急を要する工事
- (ウ) 現場施工期間注1)が1週間未満の工事
- (エ) 現場条件や施工時期に制約の多い工事
- (オ) 週休2日工事発注に伴う施工期間の延長により、施設利用、市民生活等 に支障をきたすと発注者が判断した工事
- (カ) アからオに掲げるもののほか、発注者が週休2日工事に適さないと判断 した工事

(2) 施工者希望型週休2日工事

市が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者指定型週休2日工事を除く 工事を対象とし、受注者が希望する場合に週休2日を実施するものとする。た だし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (ア) 設計金額が130万円未満の工事
- (イ) 現場施工期間注1)が1週間未満の工事
- (ウ) ア、イに掲げるもののほか、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

(用語の定義)

第4条 別記のとおりとする。

(受注者の取組)

- 第5条 受注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、週休2日に取組むものとする。
- 2 受注者は施工者希望型週休 2 日工事の場合、週休 2 日の実施を希望する場合は、工事着手前に、実施希望調書(安曇野市土木工事共通仕様書 別紙 2)によりその旨を監督員に通知する。
- 3 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書^{注2)} に明示し実施する。
- 4 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施する。
- 5 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに 監督員と協議し承諾を得る。
- 6 受注者は、別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

(発注者の取組)

第6条 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- 2 発注者は、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。この場合において、補正額については長野県の週休2日工事実施要領に準じる
- 3 発注者は、特記仕様書等に週休2日工事の対象工事である旨及び週休2日工事の種類を記載する。
- 4 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、特記 仕様書等に記載する。
- 5 監督員は、受注者から第5条第2項の通知があった場合、これを受理する。

- 6 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。
- 7 監督員は、受注者から第5条第5項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合はこれを承諾する。
- 8 監督員は、第5条第6項の状況を確認する。
- 9 監督員は、工事記録等により現場閉所の実施状況を確認する。
- 10 発注者は、第5条の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、直接工事費及び間接工事費を補正する。この場合において、補正額については長野県の週休2日工事実施要領に準じる。
- 11 発注者は、受注者が週休2日を達成したことを認めた場合、工事等検査結果通知書により週休2日の達成を証明するものとする。
- 12 工事担当係長は、週休2日の達成状況に応じた工事成績評定を行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(適用期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う 工事から適用する。

(安曇野市施工者希望型週休2日工事実施)

2 安曇野市施工者希望型週休2日工事実施要領(平成31年4月1日付け30契第794号 総務部長決裁)は、廃止する。

(経過措置)

3 第1項の施行の日前に廃止前の安曇野市施工者希望型週休2日工事実施要領の規 定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものと みなす。

- 1 「週休2日」とは、完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。
- 2 「完全週休2日」とは、工事着手日から工事完成日^{注3)}までの期間から控除期間^注 4)を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日^{注5)}とすることをいう。
- 3 「現場休息日」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれかの現場作業(現場事務所での事務作業含む。)も実施しない日のことをいう。
- 4 「週休2日相当」とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。
- 5 「現場閉所日」とは、予め定めた休工日のことをいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。
- 6 「休工日」とは、1日を通していずれの現場作業(現場事務所での事務作業含 すい も実施しない日のことをいう。

ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。

- (1) 通行規制に伴う交通誘導
- (2) 現場の安全確認(防犯・防火等)のための見回り
- 7 「週休2日の達成」とは、第3条に規定される取組を実施し、完全週休2日又は 週休2日相当のいずれかを達成した場合のことをいう。
- 注1) 直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間
- 注2) 建築工事の場合は総合施工計画書とする。
- 注3) 片付けを含む現場作業が完了する日とする。
- 注4) 工事着手日から工事完了日までの、年末年始6日間(基本12月29日から1月3日)、夏季休暇3日間(基本8月13日から15日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)の合計期間
- 注5) 建築工事の場合、現場休息日を含む。

「現場休息日」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれかの現場作業(現場事務所での事務作業含む。)も実施しない日のことをいう。

工事現場における週休2日の実施の明示について

1) 明示方法

下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。

2) 明示内容

「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

3) 掲示板の大きさ

工事件名板(1.1m×1.4m)程度とする。

4) 設置位置

現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所でかつ第三者等へ危害を 与えない場所とする。

5) 掲示板に関する費用

積算基準に定めた取り扱いにより計上するものとする。

「週休2日」で工事を実施します

この工事は、建設現場の働き方 改革を推進するため、週休2日 の実施に取り組みます。

発注者:安曇野市 〇〇課

Tel 0263-00-000

受注者:〇〇建設

Tel 0263-00-000

掲示板参考図